

令和3年度事業報告書

【総括】

令和3年度の事業は、コロナ禍からのスタートとなり、事業が執行できないこともある程度は覚悟していたので、感染者の数に一喜一憂することなく淡々と進められました。会員の方々からみれば、この1年間、なにか物足りなさを感じたところがあったかもしれませんが、各部、各委員会はできる限りの事業を執行したと考えています。

重点事業とした相続登記の促進事業については、相続登記の義務化が6年4月1日に始まることが決まり、毎年2月に実施している「相続登記はお済ですか月間」では、相続登記の義務化に触れた広報の効果もあり、2年度よりも100件以上多い800件を超す相談が寄せられました。相続登記の義務化について、市民の関心の高さを示すものと捉えており、4年度以降も相続登記の義務化を周知するとともに、司法書士と相続登記が結び付くよう、イメージを作り上げて行くことが必要と考えます。

外国人の権利擁護に関する取り組みでは、3年度から長野県多文化共生相談センター主催の外国人のための出張相談会に司法書士を派遣する取り組みを行いました。通訳を入れての法律相談は、次に繋がる大きな経験と考えています。また、空き家問題等への取り組みについて、今後も積極的に自治体との連携を模索していく必要がありますが、地域の温度差や、具体的な活動が確立されているわけでもないため、当分の間は各支部との連携構築を優先し、時間をかけて組織づくりを行いたいと考えています。

研修部では、感染防止等にも配慮し、集合とオンラインを併用する形で、実務に繋がる内容の研修を提供致しました。しかし、3年度の12単位達成率は全体の70%に留まり、30%の方が未達成という結果となったことは残念でなりません。4年1月27日から3月6日まで、県内においてまん延防止等重点措置の適用を受け、支部研修会が中止となったことが影響したとしても、日司連e-ラーニングや本会DVDの貸し出し等による研修受講の時間は十分にあったと思われます。当会や日司連が、研修12単位の取得を義務とした意味を今一度考えていただく必要があると考えます。

最後に、本年度の事業にご尽力いただいた、各部、各委員会の方々、それを事務面で支えてくれた事務局に御礼を申し上げます。また、コロナ禍でありながら、積極的対外的相談活動やADR、その他の活動にご協力いただいた会員の皆様にも深く感謝申し上げます。

重点事業、各部の報告は以下の通りです。

《重点事業》

1. 相続登記の促進と相談事業の充実

相続登記の促進と相談事業は一对のもので、相続登記相談センターによる8月3日の司法書士の日に合わせて相続登記特別相談、税理士との相続合同相談会、2月の相続登記はお済ですか月間のほか、司法過疎地での相談会を行ったほか、相続登記の義務化が6年4月1日から施行されることが決まったことを受け、テレビやラジオによる広報にも力を入れました。

2. 空き家問題への対応並びに所有者不明土地解消作業への協力

- ① 空き家問題への対応については、業務部の報告のとおりですが、各支部に空き家予防セミナー等の担当者を置くよう依頼を行い、地域との連携の準備を進めました。
- ② 法務局の所有者不明土地解消作業への協力については、人材確保のため、会員に公嘱協会への入会の働きかけを行い、間接的に協力を行いました。

3. 裁判手続、オンライン登記手続等への取組み

- ① 裁判手続については、簡裁訴訟代理等関係業務の推進を目的としたゼミナール（Web）を3回開催したほか、家事事件の受託促進を目的とした裁判所提出書類作成集中講座を開催しました。また、裁判手続のIT化については、日司連の民事裁判IT化対応WTに委員を派遣し、研究と情報収集を行いました。
- ② オンライン登記手続については、新人研修会等での啓発活動のほか、商業登記の完全オンライン化に向けた情報の収集を行いました。

4. 多文化共生時代への取組み

この事業は、県内の労働人口減少に伴う、外国人労働者の増加を想定し、日常生活や日本の法制度についての戸惑いを解消してもらうことを大きな目的としていますが、コロナウイルスが世界中に蔓延したことに加え、政府が外国からの入国制限等を実施したことから、想定していた外国人労働者の増加はみられませんでした。そんな中、長野県多文化共生相談センター主催の相談会に司法書士を派遣することができ、一つの繋がりを構築することができたことは、大きな成果と言って良いと考えています。

5. 会員執務の適正化及び研修の充実

3年度も、会員の執務に関する苦情あるいは苦情に近い問い合わせが10件以上寄せられました。総務部において、従来の苦情事例集を改訂した3年度版を作成し、会員に配布したほか、支部研修会における会長講話の中で、最近の苦情等について周知し、注意喚起を行いました。

研修については、2年度に引き続き、感染防止の観点から昼食を挟まない土曜日の午後のみで開催とする年間4回の会員研修会を、集合とウェブ併用の形式で実施しました。そのほか、特定分野研修会やリーガルサポートながの支部との共催による研修会など、幅の広い研修を提供できたと考えています。残念ながら研修単位の取得状況はコロナ前よりも下がっており課題は大きいと考えています。

6. 広報活動の充実

会報の年6回の発行のほか、リニューアルされた本会ホームページが公開となり、各事業の広報等が見やすくなりました。また、テレビやラジオなどのメディアを活用した広告に力を入れました。2月に行われた相続登記はお済ですか月間の広報では、その反響も大きく、相談件数の増加に貢献できたと考えています。

7. 事務局新体制の構築及び検証

3年度、事務局に正職員1名を採用し、安達事務局長、守安主任、唐澤参与、大久保職員の4名の体制が整いました。また、執行部より常任理事1名を事務局専属として配置し、月2回程度の事務局会議を開催し、業務の進捗状況の確認、課題等について共有しました。